

平成29年9月8日 開 会  
平成29年9月22日 閉 会  
平成29年9月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成29年第4回(9月)川南町議会定例会会期表〔15日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	9月8日	金	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	9月9日	土	休会
第 3 日	9月10日	日	休会
第 4 日	9月11日	月	議案熟読
第 5 日	9月12日	火	本会議(一般質問 : 6人)
第 6 日	9月13日	水	本会議(一般質問 : 3人、議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第 7 日	9月14日	木	本会議(議案第52号 委員長報告・討論・採決) 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計)
第 8 日	9月15日	金	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計)
第 9 日	9月16日	土	休会
第 10 日	9月17日	日	休会
第 11 日	9月18日	月	休会
第 12 日	9月19日	火	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計) 常任委員会
第 13 日	9月20日	水	常任委員会
第 14 日	9月21日	木	常任委員会
第 15 日	9月22日	金	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号 ( 9月8日 )

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	4
開 会 .....	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名 .....	5
報告第8号(専決処分の承認を求めるについて) .....	5
提案上程・提案理由説明(議案第 38号～第 44号) .....	8
提案上程・提案理由説明(議案第 45号～第 51号) .....	10
提案上程・提案理由説明(議案第 52号) .....	15
提案上程・提案理由説明(認定第 1号～3号) .....	15
報告第9号(平成28年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について) .....	24
提案上程・提案理由説明(諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について) .....	25
議案上程・提案理由説明(同意第 10号 教育委員会委員の任命について) .....	26
散 会 .....	26

## 第2号 ( 9月12日 )

本日の会議に付した事件 .....	27
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	28
開 会 .....	29
一般質問 .....	29
1 林 光 政 .....	29
2 蓑 原 敏 朗 .....	35
3 徳弘 美津子 .....	46
4 児玉 助壽 .....	61
5 税 田 榮 .....	76
6 三原 明美 .....	85
散 会 .....	96

**第3号 ( 9月13日 )**

本日の会議に付した事件	97
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	99
開 会	100
一般質問	100
1 河野浩一	100
2 内藤逸子	106
3 福岡仲次	119
議案質疑・委員会付託(議案第38号)	127
議案質疑・委員会付託(議案第39号～44号)	134
議案質疑・委員会付託(議案第45号)	135
議案質疑・委員会付託(議案第46号～48号)	142
議案質疑・委員会付託(議案第49号～52号)	143
議案質疑・委員会付託(認定第1号)	144
議案質疑・委員会付託(認定第2号)	146
議案質疑・委員会付託(認定第3号)	149
散 会	150

**第4号 ( 9月14日 )**

本日の会議に付した事件	151
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	152
開 会	153
委員長報告・討論・採決(議案第52号)	153
散 会	154

**第5号 ( 9月22日 )**

本日の会議に付した事件	155
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	157
開 会	158
委員長報告・討論・採決(議案第38号～第44号)	158
委員長報告・討論・採決(議案第45号～第51号)	164
委員長報告・討論・採決(認定第1号～第3号)	175
投票(諮問第2号 人権擁護委員の推薦について)	183
投票(同意第10号 教育委員会委員の任命について)	184
議員派遣の件について	185
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	185
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	185
閉 会	186

川南町告示第93号

平成29年第4回(9月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月5日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成29年9月8日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	徳弘 美津子 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	福岡 仲次 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

# 平成29年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成29年9月8日 (金曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成29年9月8日 午前9時00分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 諸般の報告について                              |
| 日程第2  | 会期の決定について                              |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名について(河野 浩一・安藤 洋之)            |
| 日程第4  | 報告第 8号 専決処分の承認を求めるについて                 |
| 日程第5  | 議案第 38号 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて      |
| 日程第6  | 議案第 39号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について    |
| 日程第7  | 議案第 40号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について     |
| 日程第8  | 議案第 41号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について     |
| 日程第9  | 議案第 42号 川南町税条例の一部改正について                |
| 日程第10 | 議案第 43号 川南町公園条例の一部改正について               |
| 日程第11 | 議案第 44号 町道路線の認定について                    |
| 日程第12 | 議案第 45号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第4号)         |
| 日程第13 | 議案第 46号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第 47号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第 48号 平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第16 | 議案第 49号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)  |
| 日程第17 | 議案第 50号 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)     |
| 日程第18 | 議案第 51号 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)       |
| 日程第19 | 議案第 52号 平成28年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について    |

- |       |         |                              |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第20 | 認定第 1号  | 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第21 | 認定第 2号  | 平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について   |
| 日程第22 | 認定第 3号  | 平成28年度川南町水道事業会計決算認定について      |
| 日程第23 | 報告第 9号  | 平成28年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第24 | 諮問第 2号  | 人権擁護委員の推薦について                |
| 日程第25 | 同意第 10号 | 教育委員会委員の任命について               |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

---



午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただ今から平成29年第4回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査及び例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から22日までの15日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から22日までの15日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野浩一君及び安藤洋之君を指名します。

日程第4、報告第8号専決処分の承認を求めるとについて（平成29年度川南町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第8号につきまして御説明申し上げます。報告第8号は、専決処分をいたしました平成29年度川南町一般会計補正予算（第3号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9496万1000円とするものでございます。この補正予算は、埋蔵文化財包蔵地に指定してある土地で開発行為を行ったところ、その地で遺物が発見され、発掘調査を行う必要が生じたため予算を計上したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 前回の議会の時に、開発行為っていう所で発見され、この遺物っていうのが出たってことで、説明では本人の負担でしますっていう説明だったんですが。そ

れとの整合性っていうのはどうなってるんでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただ今の御質問にお答えいたします。今回の専決予算につきましては、歳入歳出それぞれ614万9000円となっておりますが、歳入の619万4000円につきましては、全額開発事業者の負担となっております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 一つお尋ね致します。町長提案理由の中で、その地で遺物が発見され発掘調査を行う必要が生じたためという御説明でしたけど、当然工事中に重要な埋蔵物が見つかる場合もあるかと思うんですけど。この土地は予め開発行為なり行う場合は、調査が必要ではなかったんでしょうか、如何でしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただ今の御質問にお答えいたします。この現地につきましては、埋蔵文化財包蔵地というところに指定してありまして、その土地を開発する場合は、文化財保護法第93条の届出が必要となります。その届出が4月にされておりまして、それに基づきまして6月に試掘調査を行い、遺物が確認されたということでございます。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 少し釈然としないわけですけど、これは予め調査をする簡易な調査をする必要はあったわけでしょうか？その結果遺物が出たから再度詳しい調査をしましたよ、ということではないんですか？

○教育課長（大塚 祥一君） 議員の御指摘のとおり、この土地につきましては、包蔵地でするので、申請して立ち合い等の確認が必要となっております。その立ち合い確認をですね、試掘調査というのを行いまして、その結果を宮崎県の方に報告し、宮崎県の方から、ここは本調査が必要な遺物であるという通知が来ましたので、本調査をしているという状況であります。

○議員（蓑原 敏朗君） だから、あの教育委員会から、その指定調査が必要な地区については、関係機関等々には資料が配ってあると思うんですよ。だから今後いろいろな開発行為なり工事する場合は、その場所は既に指定されてる訳ですから、今後はその資料を活かされて慎重に途中で、暫定、当初に予算を組むなり途中で専決しなくちゃならないような事態は避けてほしいものだと思います。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 町が買い上げて原因者に、なんちゅうよなことを聞いたけんどんよ。町で指定されてとる訳じゃかいよ。今こら、町が許可したつかしらんけんどん、あそこ、その施設を作るとん。大体、許可する前に調査するところが筋じゃと思うけんどん。この協同ファームが作ると思うっちゃけんどん、繰越予算になっていると思うとだが、今かい調査してなんしたら、県のこの文化財ちゅうか、国の文化財の何で文化財保護法上、許認可が降りらんかった場合はですね、この一年しか繰越はでけんような話を聞いたっちゃがよ、そしたらこれは調査で、まだ調査の期間が長くなるとなら、これは今年中には工事着工できないということになるがよ、そんげなった場合、どんげする考えですか、町は。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。スケジュール的にはですね、現在3月末で終了することで予定をしております。しかし、着工がずれた場合には、ということも想定されますので、今、県・国の方と、この件については協議をしているところであります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 協議するとは勝手じゃけんどんよね、あの、課長。俺は協議でダメじゃとなったら、こら大変、協同ファームは困る訳じゃがよ。そして、町に対してもこんげなことしよったら、ペナルティやらなんやらあるとじゃないですか、これは。町に対しても。これは、そういう仕事ができないのに補助金を申請して、出来なかったということになったらよ。これは、事業者ばかりじゃねえが、これは、町にもペナルティや、なんやらないとね、これは。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。ペナルティにつきましては今の所、何ともお答えできませんが、県の方と今国の方と協議をしております。こういった案件が生じた場合にですね、事故繰越も可能かということではしておりますが。この件につきましては、事故繰越もあり得るといふ返事もいただいておりますので、まだ確定ではありませんが、その事故繰越も想定して今、詰めを行っている所です。以上です。

○議員（児玉 助壽君） この文化財の問題は、県と協議するというけど、こりゃ、国のなんじゃがよ。文部科学省の所管になるわけじゃがよ。県が良いと言っても、文部科学省が駄目と言うたら駄目になるんじゃないとね。なんかあの、こう、ずっと見ていると・・・仕事までの。なんかあの計画性ちゅうか、そんげなどが全然ないようだが、当然こらもう教育課は、元教育課におった島岡君が、埋蔵地に指定されとったという所じゃがよ、そこへんをやっぱちゃんと前もって調べとかないと、この協同ファームは大きな損害を被ることになるよ、その損害を被じた場合よね、もし訴訟との問題が起きた場合、町もその訴訟対象になるのでは。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。訴訟につきましてはですね、今の所何とも言うことができませんが、事業者としてですね、原因者負担が生じるということにつきましては納得をされているようでありますので、なるべく早めに着工しまして工事を早めに終わらせるという事で進めて行きたいと思っております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（福岡 仲次君） この件について、以前、勉強会で説明があった時に、農転をする時にもうわかればですね、こういうことが防げるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 福岡議員の御質疑にお答えいたします。確かに事業に着手する時にですね、そういった諸々の調査をしまして取り組むということをするべきだと思っております。今回事業するにあたってですね、この文化財保護法の対象地域になるということの確認がされておりましたので、今後は事業に取り組む場合にはこういった点につき

ましても確認していきたいと思っております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、報告第8号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度川南町一般会計補正予算（第3号））の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第8号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「意義なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第8号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度川南町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第38号 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、日程第6、議案第39号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第40号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第41号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第42号 川南町税条例の一部改正について、日程第10、議案第43号 川南町公園条例の一部改正について、日程第11、議案第44号 町道路線の認定について、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第38号から議案第44号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第38号は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、学校規模等を審議・検討する学校規模適正化審議会を設置するために定めるものです。町では、これまで学校再編について、座談会やアンケートを行い保護者や住民の皆様の御意見を頂いてまいりました。頂いた御意見や少子化・人口減少の進展に伴う学校規模の予測、学校施設の老朽化、温暖化に対応する空調設備の整備、高度化するICT機器への対応などを総合的に判断し、子供達により良い教育環境を提供するためには、中学校を1校に再編することが良いのではないかと考えに至りました。学校規模適正化審議会につきましては、この件について審議・検討いただきたいと考えております。

次に議案第39号は、印鑑登録証明書の交付の際必要となります印鑑登録書の提示につきまして、住民の利便性向上のため本人からの申請に限り印鑑登録証に代えて顔写真付きの運転免許証等の提示により、印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするために条例の一部改正を行うものです。

次に議案第40号は、児童福祉法の一部改正に伴い改正を行うとともに、養子縁組里親の明文化をしたものです。

次に議案第41号は、地方自治法の改正によるもののほか、町の依頼等に応じ、公務の遂行を補助するために講師等として旅行した者に対し、費用弁償として旅費を支給できるように改正するものです。

次に議案第42号は、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する川南町税条例の一部を改正するものです。主なものは、配偶者控除の見直しに伴う名称の変更です。控除対象配偶者の定義が改められ、「控除対象配偶者」に該当するものは「同一生計配偶者」と名称を変更することとされたことから、関係する税条例の一部を改正するもので平成31年1月1日から施行することとされています。

次に議案第43号は、地方自治法第244条の2第1項の規定による町の公園として、住民福祉の向上と広く住民に利用していただくため、行為の制限を規定し、公園及び有料公園施設等の使用許可の範囲を定めるための改正を行うものです。また、文言等の修正を行うため条例の一部改正を行うものでございます。

次に議案第44号は、竹浜・川北南橋線を町道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。以上7議案。補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 議案第39号につきまして、その補足説明を申し上げます。印鑑登録証明書の交付を受けるためには、現行、印鑑登録証を申請書に添えるか又は本人からの交付申請に限りマイナンバーカードの提示により、印鑑登録証明書の交付を受けることができますが、印鑑登録証の紛失やマイナンバーカード未取得の方につきましては、本人が窓口にお見えになっていたとしても交付することはできません。この場合、印鑑登録証明書の交付を受けるためには、一旦、登録データを抹消し、再登録を行った上で交付をすることになるわけですが、手続の所用時間に約20分を要し、お急ぎの住民にとっては、非常に不便な状況にあります。そこで、本人の申請に限り、顔写真付きの運転免許証、パスポート等の提示により本人確認ができたときは、印鑑登録証明書の交付ができるようにするために条例の一部改正を行うものであります。以上で、補足説明を終わります。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 議案第44号につきまして、その補足説明を申し上げます。この議案は、3134号竹浜・川北南橋線は、平成4年度から平成13年度の10カ年かけて川北南

地区県営農免農道整備事業により都農、川南合わせて延長1,123mが整備され、うち川南町属地分の370mが平成17年3月に宮崎県から川南町に財産の譲与が行われています。移管後は農地課で管理を行っていましたが、この施設を道路法による維持管理の依頼がありましたので、今回町道路線として認定するものです。以上で、補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12、議案第45号 平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）、日程第13、議案第46号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第47号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第48号 平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第49号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第50号 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第51号 平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第45号から議案第51号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第45号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8188万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7684万7000円にするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

地方特例交付金257万8000円の増額及び地方交付税2317万3000円の減額は、交付決定によるものです。

国庫支出金1507万8000円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備事業1415万8000円の増額、森林所有者情報活用推進事業31万2000円の増額等によるものです。

県支出金6805万4000円の増額は、持続可能な地域づくり応援事業補助金165万4000円の増額、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業6310万円、産地パワーアップ事業321万7000円が主なものです。

繰入金3689万4000円の増額は介護保険特別会計繰入金1251万4000円の増額及びふるさと振興基金繰入金2438万円の増額によるものです。

繰越金は1億5303万5000円の増額で決算に伴い金額が確定したものです。

諸収入1447万6000円の増額は、他市町村受託事業収入として尾鈴大橋補修工事費負担金995万6000円、一般コミュニティ助成事業250万円が主なものです。

町債1494万4000円は、道路新設改良事業債760万円の減額、公共施設等適正管理推進事業債1800万円、臨時財政対策債454万4000円の増額によるものです。

次に歳出について、御説明申し上げます。

議会費から教育費までの人件費に関する部分は、人事異動に伴う分と会計間の調整によるものでございます。

総務費は1億204万2000円の増額で、財政調整基金積立金4423万4000円、高等学校等就学支援給付金1575万円、私立雇用保育士等処遇改善助成金636万円、持続可能な地域づくり応援補助金248万2000円、戸籍住民基本台帳管理事業の基幹システム設計改修委託料1287万4000円が主なものでございます。

民生費は1778万5000円の増額で、総合福祉センター予定地地質調査委託料1221万7000円を計上いたしました。

衛生費は661万2000円の増額で、健康づくりと地域医療体制の充実のための扶助費138万円の増額及び通信運搬費121万3000円、水道事業会計繰出金286万円を計上いたしました。

農林水産業費は1億922万円の増額で新規就農者支援プロジェクト補助金3287万円、産地パワーアップ事業補助金321万7000円、ミニトマトパック詰めシステム導入事業補助金496万3000円、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金6310万円、川南町学校給食地産地消促進事業補助金120万円が主なものです。

土木費は4003万5000円の増額で塩付・長岡線舗装打換え工事2100万円、下水道事業特別会計繰出金1113万5000円、町営住宅修繕料500万円を計上いたしました。

消防費は267万8000円の増額で消防団退団者への報償費235万円を計上いたしました。

教育費は267万5000円の増額で川南湿原案内標識等設置工事493万1000円の計上が主なものです。

第2表地方債補正は、地方道路等整備事業及び臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第46号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7095万5000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5252万9000円にするものでございます。歳入につきましては、国民健康保険税を6311万1000円減額し、繰越金2億3406万6000円を計上しました。歳出につきましては、保険給付費1億4772万5000円、諸支出金2321万9000円を計上しました。

次に議案第47号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3337万2000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金425万円を計上し、一般会計繰入金225万円を減額するものです。歳出につきましては、漁業集落排水施設整備事業費200万円を計上するものです。これは、第2中継ポンプ場汚水ポンプ取替を行うための工事請負費を計上するものでございます。

次に議案第48号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1621万9000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3155万1000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金508万4000円と一般会計繰入金1113万5000円を計上するものです。歳出につきましては、下水道事業費1621万9000円を計上するものです。

次に議案第49号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万7000円を追加し、予

算の総額を歳入歳出それぞれ538万3000円とするものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金に22万7000円計上し、歳出につきましては、同額を繰出金として計上しました。

次に議案第50号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7452万1000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2892万4000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫補助金に47万3000円、他会計繰入金に22万7000円、繰越金に7382万1000円を計上しました。歳出につきましては、介護保険制度改正システムの改修委託料に140万9000円、高額医療合算介護サービス費に100万円、基金積立金に3025万6000円、地域支援事業費に32万8000円、償還金に2901万5000円、一般会計繰出金に1251万3000円を計上しました。

次に議案第51号は、収益的収入第1款第2項の営業外収益に283万2000円を追加し、収入の総額を3億8115万1000円とするものでございます。収益的支出では、第1款第1項の営業費用に59万1000円を追加し、支出の総額を3億5628万3000円とするものでございます。資本的収入では、第1款第1項の負担金に119万9000円を追加し、収入の総額を120万1000円とするものでございます。予算第6条に定めていた、職員給与費5297万1000円を人事異動に伴い1万円を減額し、その総額を5296万1000円とするものでございます。

以上7議案。補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午前9時37分休憩

---

午前9時40分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第45号総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。17～18ページをお願いします。2款1項5目財産管理費13節委託料180万円は、総合福祉センター建設にあたり役場敷地全体の測量を委託するためのものです。6目企画費13節委託料227万円は、婚活イベントを業者に委託し、1回あたり30名の予定で3回実施するために計上いたしました。同じく川南町PR強化業務委託料は、専門家に委託し川南町独自のロゴマークを作成するためのものです。19節負担金補助及び交付金2211万円中、高等学校等就学支援給付金1575万円は、町内小中学校保護者に子育てに関するアンケート調査を行った結果、要望の強かった高等学校等就学支援を行うため、月当たり5,000円を交付するもので、10月1日より今年度6カ月分525人分を予定しています。同じく私立雇用保育士等処遇改善助成金636万円は、私立保育所等に雇用されている保育士等の確保対策として、町内に勤務している53名の保育士等に町内居住者であれば月額2万円、それ以外であれば月額



1万円を商工会商品券で交付するもので、10月1日より今年度6カ月分を直接保育士に交付するために計上しました。10目電子計算費13節委託料258万6000円は、社会保障・税番号制度に関する介護・国保プログラムの変更及び住民税レイアウトの変更を行うため計上いたしました。以上で総務課関係の補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午前9時44分休憩

---

午前9時44分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○まちづくり課長（米田 政彦君） 議案第45号、まちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。17～18ページをお願いします。2款1項11目自治振興費の18節備品購入費246万6000円は、一般財団法人自治総合センターからの助成を受けて各別館にテーブルと椅子をそれぞれ設置するものです。19節負担金補助及び交付金248万2000円は、県の持続可能な地域づくり応援事業補助金の一般枠を活用し、鶴戸の本地区のコミュニティ強化のための事業と併せて公会堂の改築費用を補助するものです。31～32ページをお願いします。9款1項1目非常備消防費の8節報償費235万円は、平成29年3月31日付けで退団した元消防団員19人のうち、町の退職功労金支給の対象となる14人分の退職功労金です。以上でまちづくり課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第45号、農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。25ページから26ページをお願いいたします。6款1項7目19節、負担金補助及び交付金196万7000円は、新茶屋溜池改修工事施工に伴う、町水道管口径100mm、延長20m及び消防用消火栓の布設替え負担金であります。以上で農地課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長（山本 博君） 議案第45号、産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。25～26ページをお願いします。6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金3615万9000円中、新規就農者支援プロジェクト補助金3287万円は、意欲ある新規就農者が就農以前に産地の技術を習得するための研修施設としてトレーニングハウス3棟分の予算を計上しています。同じく産地パワーアップ事業補助金321万7000円は、国の事業を活用して乗用型摘採機1機を導入する茶生産農家に対し補助するものです。6款1項5目園芸振興費19節負担金補助及び交付金496万3000円は、JA尾鈴がミニトマトパック詰めシステム2台を導入する事業に対し補助するものです。6款1項6目0畜産業費19節負担金補助及び交付金6310万3000円中、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金6310万円は、国の事業を活用して牛舎、堆肥舎等を整備する酪農経営者に対し補助するものです。27～28ページをお願いします。6款1項9目地域農政特別対策事業費19節負担金補助及び交付金

120万円、川南町学校給食地産地消促進事業補助金は、安心安全な地元食材を学校給食に提供するための予算です。6款2項2目林業振興費13節委託料162万5000円は、町有林境界線上を越え民家等に覆いかぶさった竹、雑木の伐採委託料と森林情報システム設置義務化に伴う整備費用分の予算を計上しています。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

**○建設課長（吉田 喜久吉君）** 議案第45号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。29～30ページをお願いします。8款2項2目道路維持費18節備品購入費200万円は、アーム式草刈機のシャフト部分の損傷により稼動できなくなり、現在部品が生産されていなく、アーム全体を取り換えるものでございます。3目道路新設改良費15節工事請負費2100万円は追加要望として、舗装修繕計画にあります優先順位の高い塩付・長岡線を引き続き舗装の打換え工事としてL=600m計上しております。次のページをお願いします。8款4項1目住宅管理費11節需用費500万円は、町営住宅の管理費の不足が予想されますので、修繕料を計上しました。同じく15節工事請負費140万円は、白坂住宅の受水槽内部の塗装が剥離していますので、2槽分の防水工事費を計上しました。以上で建設課関係の補足説明を終わります。

**○町民健康課長（橋口 幹夫君）** 議案第46号につきまして、その補足説明を申し上げます。7～8ページをお願いします。まず、歳入ですが、1款1項国民健康保険税6311万1000円の減額は、6月に改定しました国民健康保険税の税率変更に伴い減額するものです。11款1項2目その他繰越金を決算額確定によりまして2億3406万6000円増額し、繰越金の総額は、2億4506万7000円となりました。11～12ページをお願いします。次に歳出ですが、11款1項3目償還金2321万9000円は、療養給付費等負担金の超過交付による返還が求められているため計上するものです。以上で補足説明を終わります。

**○環境水道課長（大山 幸男君）** 議案第48号及び議案第51号につきまして、その補足説明を申し上げます。まず、議案第48号につきまして、その補足説明を申し上げます。7～8ページをお願いします。歳入ですが、4款1項1目1節の一般会計繰入金を1113万5000円計上しました。5款1項1目1節の繰越金は、前年度の下水道事業特別会計繰越金508万4000円を計上しました。9～10ページをお願いします。次に歳出ですが、1款1項1目下水道事業費13節委託料1241万4000円は、昨年発注した都市下水路管路調査業務委託により農協ガソリンスタンド付近が激しく劣化しており、速やかな対策が必要との判定でした。補強するに当たり断面積が不足する可能性があるため、流域調査、流量計算及び計画断面の決定等を行うものです。15節工事請負費380万5000円は、川南浄化センターの耐用年数を経過した機器の取替工事と川南浄化センター監視装置設置工事を行うものです。

次に議案第51号につきまして、その補足説明を申し上げます。9ページをお願いします。収益的収支明細書でございます。収益的収入、1款2項営業外収益の283万2000円の計上のうち主なものは、2目他会計補助金の計上で、経営戦略策定による一般会計繰入金です。収益的支出、1款1項営業費用59万1000円の計上は、人事異動に伴う職員給与費の減額、貸倒

引当金繰入額の計上及び有形固定資産の減価償却費の計上によるものでございます。10ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。資本的収入、1款1項負担金の119万9000円の計上は、1目他会計負担金で消火栓更新負担金4カ所分の計上によるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第19、議案第52号 平成28年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第52号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、平成28年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。水道事業会計の未処分利益剰余金1億2252万9305円の処分につきましては、4000万円を資本金に組み入れ、2600万円を減債積立金に、5652万9305円を建設改良積立金に、それぞれ積み立てるものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時57分休憩

午前10時07分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第20、認定第1号 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第2号 平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第3号 平成28年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3案件を一括議題とします。朗読は省略します。

本、3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 認定第1号から認定第3号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額93億1015万7785円、歳出の決算額90億9812万874円、歳入歳出差引残額2億1203万6911円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額31億4111万186円、歳出の決算額28億9604万3721円、歳入歳出差引残額2億4506万6465円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額4061万6797円、歳出の決算額3636万5086円、歳入歳出差引残額425万1711円であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額1354万8525円、歳出の決算額1103万1861円、歳入歳出差引残額251万6664円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億3117万7066円、歳出の決算額1億2609万1197円、歳入歳出差引残額508万5869円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額461万7108円、歳出の決算額438万8316円、歳入歳出差引残額22万8792円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額15億6119万4368円、歳出の決算額14億8737万1692円、歳入歳出差引残額7382万2676円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額1億6435万5508円、歳出の決算額1億6405万9607円、歳入歳出差引残額29万5901円となりました。

次に、尾鈴地区畜産用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額1万3446円、歳出の決算額1万1745円、歳入歳出差引残額1,701円となりました。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額18万6000円、歳出の決算額7万5574円、歳入歳出差引残額11万426円となりました。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、3億8204万5759円、収益的支出の決算額は、2億8829万477円、当年度純利益は、税抜き8252万9305円となりました。

次に、資本的収入の決算額は、105万円、資本的支出の決算額は、1億8350万5595円となりました。収入額が支出額に対して不足する額1億8245万5595円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補てん致しました。

一般会計の決算額の歳入のうち、最も大きな財源であります25億の地方交付税については、平成27年度決算では畑かん事業債の繰り上げ償還等より平成26年度決算比8.1%の増でありましたが、平成28年度決算では、11.9%の減となりました。

一方、自主財源確保として積極的な取組みにより年々増加傾向にあるふるさと納税、町債管理基金繰入金、財政調整基金繰入金などが大幅な増額となりました。

町税については、調定率1.9%、徴収額4.1%の増となり、一般会計の歳入決算93億円、歳出決算90億円台で、平成27年度に比べ増額決算となりました。

本町財政におきましては、多くを地方交付税に依存しており、国の施策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、地方債残高は、計画的な償還により年々減少しています。自主財源の確保はもとより、限られた財源の有効活用で効率的な町政運営に努めたところでございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者及び環境水道課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○会計管理者（日高 裕嗣君） 認定第1号につきまして、補足説明を申し上げます。

一般会計事項別明細書の11、12ページをお願いします。歳入の1款町税でございますが、収入済額16億4598万8935円で、収納率96.7%となります。不納欠損は、町民税88件、固定資産税209件、軽自動車税64件、合計361件、総額975万1335円となっております。収入未済額は、4562万6227円であります。

17、18ページをお願いします。中段の、11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金中、2節児童福祉費負担金、収入済額7346万4500円で前年度比11.3%の減、収納率は95.7%、収入未済額は329万9750円であります。

19、20ページをお願いします。下段の12款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料3節住宅使用料、収入済額7606万4200円で前年度比4.0%の増、収納率は、99.9%、収入未済額は、6万2500円であります。

次に、61、62ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は93億1015万7785円で前年度比6.0%の増であります。不納欠損額は、992万2555円であります。

収入未済額は8億8167万23円で、県支出金分7億7733万円が主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。63、64ページをお願いします。1款議会費、支出済額は、8730万4591円で前年度比4.4%の減であります。これは、主に共済費の減によるものであります。

次に、65、66ページをお願いします。2款総務費、支出済額は、28億8421万6844円で、前年度比20.6%の増であります。主な要因は、企画費の需用費、役務費の増によるものであります。

次に、97、98ページをお願いします。3款民生費、支出済額は、25億5184万890円で前年度比3.8%の増であります。主な要因は、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の増によるものであります。

次に、115、116ページをお願いします。中段の4款衛生費、支出済額は、4億6475万196円で、前年度比2.5%の増であります。主な要因は、塵芥処理費の負担金補助及び交付金の増によるものであります。

次に、127、128ページをお願いします。5款労働費につきましては、平成28年度予算措置はございませんので、前年度決算額119万7000円の減であります。下段の6款農林水産業費の支出済額は、5億3191万7463円で前年度比0.6%の減であります。主な要因は、畜産業費の工事請負費の減によるものであります。

147、148ページをお願いします。7款商工費、支出済額は、1億1251万448円で、前年度比72.5%の減となっております。主な要因は、商工業振興費の需用費、役務費、委託料の減

であります。

次に、153、154ページをお願いします。中段の8款土木費、支出済額は、4億3751万7417円で、前年度比42.7%の減であります。主な要因は、住宅建設費の工事請負費の減によるものです。

次に、161、162ページをお願いします。下段の9款消防費、支出済額は2億6501万4693円で、前年度比4.9%減であります。主な要因は、消防施設費の工事請負費の減によるものです。

次に、165、166ページをお願いします。下段の10款教育費の支出済額は、5億4250万9241円で前年度比2.9%の増であります。主な要因は、5項保健体育費、2目保健体育施設費の工事請負費の増であります。

次に、199、200ページをお願いします。中段の11款災害復旧費、支出済額は1421万3311円で前年度比69.6%の減であります。主な要因は工事請負費の減であります。次に、下段の12款公債費、支出済額は12億632万5780円で前年度比91.8%の増であります。

201、202ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、90億9812万874円で前年度比6.0%の増であります。繰越明許費は、8億4080万6000円、不用額は2億841万126円で、予算執行率は89.7%となっております。

次に、認定第2号について、補足説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。229、230ページをお願いします。1款国民健康保険税の収入済額は、5億9345万7923円、収納率は87.4%で、前年度比4.3%減となっております。その内、現年課税分は、収納率96.1%で、滞納繰越分は38.0%であります。不納欠損額は、1751万6471円で、件数は180件となっております。収入未済額は、6837万8492円であります。

次に、241、242ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、31億4111万186円で、前年度比0.3%の増であります。

歳出について申し上げます。

257、258ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、28億9604万3721円で、前年度比1.0%の減となっております。この主な要因は、療養諸費の一般被保険者、退職被保険者療養給付費の減によるものです。不用額は、1億4658万1279円で予算執行率は、95.2%であります。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。267、268ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、4061万6797円で前年度比38.1%の増であります。主な要因は、一般会計からの繰入金の増によるものです。次に、269、270ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、3636万5086円で、前年度比30.5%の増であります。この主な要因は、工事請負費の増によるものです。不用額は413万4914円で予算執行率は、89.8%であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

281、282ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、1354万8525円で前年度比11.9%の減となっております。主な要因は、一般会計からの繰入金の減によるものです。

283、284ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、1103万1861円で前年度比17.9%の減で、主な要因は、修繕料、工事請負費の減によるものです。不用額は170万1139円で、予算執行率は86.6%であります。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

295、296ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1億3117万7066円で、前年度比11.0%の増となっております。主な要因は、一般会計繰入金の増によるものです。

299、300ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、1億2609万1197円で、前年度比10.1%の増であります。主な要因は、委託料、工事請負費の増によるものです。不用額は、641万4803円で予算執行率は95.2%であります。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。

309、310ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、461万7108円で前年度比5.3%の減となっております。311、312ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、438万8316円で前年度比6.8%の減であります。不用額は、22万9684円で、予算執行率は95.0%であります。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申し上げます。

331、332ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、15億6119万4368円で、前年度比2.2%の増で、主な要因は、第1号被保険者保険料、繰越金等の増によるものです。

347、348ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、14億8737万1692円で、前年度比0.7%の増で、主な要因は、地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。不用額は7372万9308円で予算執行率は95.3%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。

359、360ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、1億6435万5508円で前年度比3.5%の増です。主な要因は後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の増によるものです。

363、364ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1億6405万9607円で前年度比4.2%の増で、主な要因は後期高齢者広域連合納付金の増によるものです。不用額は38万7393円で予算執行率は99.8%であります。

次に、尾鈴地区畜産用水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。

373、374ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1万3446円であります。平成28年度新規特別会計につきましては、前年度比はございません。

375、376ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1万1745円であります。不用額は2,255円で予算執行率は83.9%であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。

385、386ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は18万6000円であります。平成28年度新規特別会計につき、前年度比はございません。

387、388ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は7万5574円であります。不用額は11万426円で予算執行率は40.6%であります。

決算につきましては、平成28年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書を、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴っております。その調書に、それぞれ詳しく記載してありますので、それにより御承知をいただきたいと思っております。

なお、資料としまして決算成果表をお手元に配布致しておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書、1～2ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は、3億8204万5759円。前年度比2.9%の減となりました。減の主な理由は、営業外収益中、長期前受金戻入・雑収益の減、特別利益の減によるものです。

支出、第1款水道事業費用は、2億8829万477円。前年度比0.2%の減となりました。

次に3～4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は、105万円。前年度比53.7%の減となりました。減の主な理由は、他会計負担金の減によるものです。

支出、第1款資本的支出は、1億8350万5595円。前年度比23.3%の増となりました。増の主な理由は、固定資産購入費中、メーター費と設備工事費中、工事請負費の増によるものです。

dまた、欄外に記載してあります資本的収入が資本的支出に対し不足する額が、1億8245万5595円となりました。この不足分を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5ページをお願いします。

平成28年度の損益計算書です。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、8932万7909円となりました。

また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が6万9989円となりました。

以上のことから、経常利益は8939万7898円となりました。5の特別利益は過年度損益修正正益で過年度算定水道料金37万9601円です。6の特別損失は、その他特別損失退職給付引当



金繰入額724万8194円です。当年度の純利益は、8252万9305円となりました。

その他未処分利益剰余金変動額4000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億2252万9305円となりました。

次に6ページをお願いします。

川南町水道事業剰余金計算書です。8ページの貸借対照表の資本の部全体の増減内訳を記載したものとなっています。資本金と剰余金を合わせました資本合計の年度末残高は、表の右端、最下段でございますが、21億3314万5055円でございます。

次に7ページをお願いします。平成28年度の貸借対照表です。

資産の部ですが、1の固定資産の（1）有形固定資産につきましては、イの土地からトの建設仮勘定までの合計は、21億5060万5295円です。2の流動資産につきましては、現金預金・未収金・貯蔵品を合わせまして、流動資産合計5億9384万1159円です。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、27億4444万6454円となります。

次に8ページをお願いします。

負債の部ですが、3の固定負債合計は、3億687万7549円です。4の流動負債合計は、7839万6106円です。5の繰延収益合計は、2億2602万7744円です。負債合計は、6億1130万1399円となります。資本の部ですが、6の資本金合計が、18億1141万8565円となります。7の剰余金の（1）資本剰余金合計は、58万5480円。（2）利益剰余金合計は、3億2114万1010円で、剰余金合計は、3億2172万6490円となります。資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は、21億3314万5055円で、負債資本合計は、27億4444万6454円となり前ページの資産合計と一致いたします。

9ページは、注記表です。10ページから22ページは、決算附属書類として、「概況総括事項」「議会議決事項及び職員に関する事項」「工事等の明細」「業務量、事業収入に関する事項、事業費に関する事項」「重要契約の要旨」「企業債及び一時借入金等の概況」「キャッシュ・フロー計算書」「収益費用明細書」「資本的収支明細書」「固定資産明細書、企業債明細書」をそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました平成28年度一般会計および特別会計10事業の各歳入歳出決算調書並びに財産に関する調書の審査を、平成29年8月7日から8月22日までのうち9日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を、平成29年7月5日、6日、7日の3日間、安藤洋之監査委員と共に実施いたしました。

その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について適正であると認めました。

詳しくは、それぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたとおりであります。なお、主な会計の概略について千円単位で、御報告申し上げます。

はじめに一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額102億175万円に対し、収入済額は93億1015万7000円で、調定額に対し91.2%の収入率であります。

歳入全体の収入未済額は、8億8167万円と多額になっております。主なものは、町税、4562万6000円と県支出金7億7733万3000円であります。県支出金は「畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金」の次年度繰越が要因となっております。また、町税の内訳は、町民税2047万4000円、固定資産税2340万3000円、軽自動車税174万8000円となっており、町税合計では、前年度より2277万9000円減少しています。

次に、町税の収入済額は、16億4598万8000円で、前年度より6580万円増加しています。28年度は前年度に引き続き、収入未済額が2277万9000円減少され、収入率が96.7%と前年度より2.1%改善されています。その成果は十分評価できるものと思います。今後も徴収対策専門員からの修得技能を活かした収納対策を図り、川南町の重要な自主財源の確保に、より一層取り組むよう要望いたしました。

また、町税の不納欠損額は、361件の975万1000円と多額になっておりますが、前年より件数で185件減少、金額で1175万7000円減少しております。各々地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

一方、町の財政収入の主要部分を占めます地方交付税につきましては、25億5877万4000円の交付がなされており、前年度より3億4688万8000円の減少となっております。

次に歳出についてであります。予算現額101億4733万7000円に対し、決算額90億9812万円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率89.6%の執行がなされています。

歳出予算において、生じた不用額は、2億8410万円で前年度より9697万7000円の増加となっております。

平成25年度より、不用額の計上は予算現額に対し20%以上で20万円以上が対象となりましたが、該当する節は8項目の節で3419万3000円、不用額総額の16.4%と増加しております。増加要因の主なものは、地域振興費の委託料で3022万5000円となっております。余熱利用可能性調査委託料3000万円について国の交付事業が不採択となったためであります。なお、平成28年度分、分散型エネルギーマスタープラン策定の総務省委託事業に採択され補正予算により別途実施されています。

公債費につきましては、町債が臨時財政対策債1億9945万円など、3億5334万円発行されたものの、一方では、ふるさと文化公園起債の一括償還を含む12億632万円の元利金償還がなされ、前年度より8億5945万円減少しています。起債と償還の考え方は、4億円弱を起債して6億円以上償還していく方針で、公債の年度末残高は51億9624万1000円と順調に減少

しております。

基金の運用につきましては、平成28年度中に2億1484万6000円の増加となっており、年度末基金残高は、58億3200万5000円となっております。内容につきましては、ふるさと振興基金4億4380万5000円、公共施設等整備基金1億9968万5000円、国保特別会計保険準備基金1億8198万8000円などが増加し、町債管理基金5億6299万円などが減少しております。

28年度は、第5次長期総合計画に基づき、「市町村道整備事業」や「老朽管更新事業」、また、耐震化を含む「学校環境整備事業」、「スポーツ施設の整備・改修事業」、など188の項目にわたる各種施策が約25億4487万円の投資額で実施されております。

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額32億2700万5000円に対し、収入済額は、31億4111万円、収入不足額は、8589万4000円となっております。内訳は、収入未済額6837万8000円、不納欠損額1751万6000円であります。国保税の収入済額は5億9345万7000円で徴収率は87.3%、前年度比6.5%の増加となっており、徴収率の増加実績は評価できると思います。反面、国保税の滞納額も多額であり、徹底した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額15億6845万3000円に対し、収入済額15億6119万4000円、収入不足額は、725万9000円となっております。

内訳は、収入未済額538万1000円、不納欠損額187万7000円であります。本町の高齢化率は31.2%で前年度比0.2%の減少、要介護認定者数も前年度比54人減少の760人となっております。法改正による「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始が影響しています。今後とも町民の健康づくり、要介護予備軍の対応など積極的な取り組みが重要であります。また、今後は介護に対応できる人材の育成・確保、また、その体制づくりなど具体的な対応が求められます。

その他の特別会計も各々の決算審査意見書のとおり、適正な運営がなされていると評価します。

全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、全ての会計決算は何れも適正であると認めます。

最後に、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は8252万9000円で前年度8529万8000円に対し、276万9000円の減益であります。減益の主要因は、保険金収入や退職給付引当金戻入等の減収により営業外収益及び特別利益757万7000円の減少が影響しています。

反面、給水収益は379万円増加しており、営業利益は8932万7000円を確保しています。給水人口減少状況のなか大口水道使用量は増加しており、本業での儲けを示すコア業務純益の確保は図られています。

また、収益確保の重要項目であります有収率につきましては、77.5%となっており、前年度より1.3%向上しております。ちなみに類似団体平均はおおよそ80.0%、全国平均は90.0%であります。漏水防止対策は平成21年度より取り組んでおりますが、更に徹底した調査と修理・改修により、漏水防止に努力するよう要望いたしました。

昭和50年の供用開始から41年が経過し、排水管の総延長は約260kmを有しており、施設・管路等も老朽化しております。今後、これらの布設替などに多額の改良工事費が見込まれることから、時系列な資金計画を立案し事業運営に対処する必要があると考えます。

昨年も述べましたが、事業運営で重要なことは、業務純益の確保であり、その追求、継続であります。特に水道事業は、地域住民のライフラインであり永続性を伴うことから、時代を担う管理者が自覚と責任を持ち、事業の把握、分析を行い長期的展望に立ち継続的な対応を図る必要があると考えます。

以上、本町の一般会計、特別会計、トータルの歳出決算ベースで138億2355万9000円の決算審査結果の概要を申し上げました。

最後に、皆様も御承知の通り『地方自治法の第一編総則』の「第一条の二」に地方公共団体の役割として、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。行政に携わる者として私も含め我々は、その役割を十分果たしているのでしょうか、小事に囚われ大事を見失っていないのでしょうか、また、逆に大事を思うあまり住民不在になっていないのでしょうか、自分は何を担っているのでしょうか、時には我々一人ひとりが過去を真摯に振り返り、見つめ直すことも必要ではないかと考えます。

単純な言葉で表現するのも軽々だとは思いますが、発言の趣旨を十分御理解いただき、先ほどの役割を常に念頭に置き、代表監査委員の職責を果たすとともに、住民の暮らしを担う地方公共団体として、また、町議会として「豊かな川南町」実現に向けた目的行動に今後も心より期待したいと思えます。

以上で決算審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で審査結果の報告を終わります。

日程第23、報告第9号 平成28年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を「財政健全化判断比率」として定めています。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書を付けて、御報告いたします。

○議長（川上 昇君） 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 平成28年度財政健全化の審査を去る8月15日、安藤洋之監査委員と共に審査を致しました。その結果について御報告申し上げます。

審査の概要でございますが、健全化の審査は、町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。

審査の結果につきましては、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

項目別に見ますと、平成28年度①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率共にマイナスパーセントとなっており、早期健全化基準の①の実質赤字比率15.0%、②の連結実質赤字比率20.0%に対して非常に下回っているということで健全であると評価できます。③の実質公債費比率は5.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、19.1%下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。④の将来負担比率もマイナスパーセントで、将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。

是正改善を要する事項はないと評価いたしました。

次に平成28年度、水道事業・営農飲雑用水事業・漁業集落排水事業・下水道事業の企業会計経営健全化審査であります。これも同日8月16日に安藤洋之監査委員と共に監査を実施致しました。町長から提出されました資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められました。資料に資金不足比率の表が出ておりますが、平成28年度は、マイナスパーセントということで経営健全化基準の20パーセントを下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。

是正改善を要する事項はないと評価いたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） ただ今の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

以上で報告を終ります。

日程第24、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 諮問第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。  
この諮問案は、人権擁護委員の平塚金治氏が12月31日をもって任期満了となることに伴い、後任として永友仁氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。永友氏は、平成6年から平成23年まで宮崎県社会福祉事業団に勤務され、また、平成25年度からは本町社会福祉協議会に勤務されるなど長きにわたり社会福祉の分野で活躍されていらっしゃいます。人格、識見ともに優れており、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり適任と考えますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第25、同意第10号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第10号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。  
同意第10号は、教育委員の内野宮恵氏の任期が平成29年9月30日をもちまして満了となることから、引き続き内野宮恵氏を教育委員として任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。内野宮氏は、県立高等学校等の教諭、教頭及び校長として長年勤務され、現在は、これらの豊富な経験と知見を生かし、教育委員として貴重な御意見を出していただいておりますとともに、教育委員長、教育長職務代理者を歴任されるなど、教育委員のリーダー的存在であります。人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時14分散会

---